

Title	「満州国」の法と政治 序説
Author(s)	山室, 信一
Citation	人文學報 (1991), 68: 129-152
Issue Date	1991-03
URL	https://doi.org/10.14989/48355
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

「満洲国」の法と政治——序説

山 室 信 一

1

「満洲国は『五族協和』『王道楽土』を建国の理想に掲げ、日本の大陸経営の最後の『夢』でもあった。いまさら満洲国の性格を解剖しても見果てぬ夢の跡を追うようなもので、死児の齢を数えるに等しい¹⁾」——「満洲国²⁾」参議を務めた田辺治通の伝記はこう叙述している。

他方、林房雄は「この短命国家の背後には、二百年にわたる西洋諸国のアジア侵略史があり、それに対するアジア最初の効果的抵抗として明治維新があり、この抵抗線の延長の上に満洲国が出現した。……これを西洋政治学のプベット・ステート（傀儡国家）の概念でかたずけることはアジアの歴史そのものが許さぬ。満洲国はまだ世界史の進展に生きつづけている。おそらく百年後に定まるであろう評価のために、この国家の事実を記録しておくことが肝要である³⁾」として、「満洲国」史の現在そして将来にわたる意義を力説していた。

はたして「満洲国」の性格の解剖や事実を記録する作業は、死児の齢を数えるに類する作業であるのか、それともまだ動きつづけている世界史の進展の中で将来の評価へ資することになりうるのか——この問いについての私なりの考えの一半はすでに述べたことがあり⁴⁾、今ここでは繰り返さない。ただ、そこで挙げた理由と並んで本稿では「満洲国」の法と政治を対象として分析することを通して、筆者が多年課題として設定し模索しつづけている欧米から日本を含む東アジア世界を巡って展開した社会科学思想の連鎖というテーマの事例の一つとして提起し、それをもって「満洲国」を研究する意義の一端として付け加えることとしたい。

そこで具体的には、次のような二つの軸の交錯点に「満洲国」の法と政治を位置づけることを試みる。二つの軸とは、一つに近代日本の国制や台湾・朝鮮の植民地支配の様式がどのようにして「満洲国」の法と政治に持ち込まれたかという時間的な軸からみるものであり、二つに同時期の世界の法政思想や法制——とりわけ中華民国のそれ——にいかに関与されつつ「満洲国」の法と政治が形成されたかという空間的な軸から検討することである。つまり通時的な縦軸と共時的な横軸という双軸の交点に「満洲国」の法と政治のあり方の位相を見定めるといふアプローチをとるのである。それによって先に引用した二つの文が問題としていた「五族協和」「王道楽土」という建国の理想なり、世界史的意義なりを探り、プベット・ステートとい

う概念を用いることの是非についても解答を用意することが可能となるように思われるのである。

しかしながら、次第に研究が蓄積されてきたとはいえ、経済史の分野における成果⁵⁾に比べて、「満洲国」の法と政治についての研究はきわめて乏しく、とりわけ法制に関しては管見の限りでは今後の課題として残されているように思われる⁶⁾。そうした研究の偏在の理由の一つとして、傀儡国家、偽国家としての「満洲国」における法や国制など空文の外装にとどまる、いやそれ以上に関東軍による武力支配を隠蔽するための「イチジクの葉」としての機能したにすぎず、いまさら検討するに値しないとの判断が下されてきたという事情があるのかもしれない。たしかに、「満洲国」が関東軍の指導下に建国され、運営されたことは紛れもない事実であり、まして既に消滅してしまった国家の法や政治など現在において何の意義を持たないかもしれない。しかし、「イチジクの葉」にすぎなかったとしても、その「イチジクの葉」にこそ、何が近代国家として最低限の要件として考えられていたかが最も直截に集約的に表現されているともいえるのではないだろうか。さらに、個々の法典起草においては、日本人学者や官僚が日本での判例の集積を参考にし、また当時最新の欧米の学説を採り入れて立案していったという意味では日本法制史にとっても大きな比較、対照の素材を提供するともいえるはずである⁷⁾。

しかしながら、1945年の解体以降「満洲国」の法と国制に関する研究がなされてこなかった他の、そして最も大きな理由としては、公布された法令の条文のほか、その起草過程や実施状況に関する史料が決定的に欠けているという資料上の致命的ともいえる制約があったことが挙げられるであろう。この制約は今日においても好転しているとは言い難い⁸⁾。しかし、「満洲国」の法と国制についての研究がほとんど空白に近い研究の現状に鑑みるとき⁹⁾、まずは推考によってでも「満洲国」の法と国制を再構成し、それを通して史料の収集をはかっていくという作業も行なっておく必要があるように思われる。それによってはじめてアプリアリに性格規定づけをすることなく「満洲国」の政治の実態をあぶり出していくことができるのではあるまいか。少なくとも法や国制を全く顧慮せずに政治の内実には迫ることはできないであろう。本稿はそうした企図に発するきわめて限定されたひとつの試みである。

なお、本小稿では紙幅の関係もあり、主として、先に挙げた二つの軸のうち後者すなわち同時期の中華民国の法政思想や法制にいかに関与されつつ「満洲国」の法と政治が対抗的に形成されていったか、をその建国期に焦点を絞って検討し、日本の法政思想や国制さらには植民地体験によっていかに相似的に形成されたかという側面については改めて稿を起こしたい。

1) 田辺治通伝記編集会編『田辺治通』(昭和28年)166頁。

2) 満洲国が作られた地域は、中国では当時、「東三省」「東北」と呼ばれ、その国家は今日、偽国家と中国ではみなされていること、また国制上は共和制と立憲君主制との二つの時期があり、これを満洲国と満洲帝国と使い分けるべきか、などの問題を含め歴史用語として現在までのところ定まっ

- た正式名称を欠くなどの理由もあり、本稿ではとりあえず、「満洲国」とカッコ書きにしておく。
- 3) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史・総論』（満蒙同胞援護会、1970年）所掲。傍点原文。
 - 4) 拙稿「最後の『満洲国』ブームを読む」（『中央公論』1989年6月号）。
 - 5) 近年の主な研究のサーベイとして、金子文夫「一九七〇年代における『満州』研究の状況(I)・(II)」（『アジア経済』第20巻第3、11号）および金子「最近の『満州』社会経済史研究に関する文献目録」（『横浜市立大学論叢』第39巻、第2・3合併号）がある。また、中国では『東北淪陥十四年史研究』（吉林人民出版社、第1輯、1988年）が刊行されはじめたが、限られた枚数での論文集という構成上の制約もあってか、なお概説の形を採っている。
 - 6) もちろん、「満洲国」時代には法制に関して書かれたものが少なくない。尾上正男『満洲国基本法大綱』（昭和15年）、高橋貞三『満洲国基本法』（昭和18年）、山田陸槌『満洲国国法講座』（『満蒙全集』第2巻所収）などの他、『早稲田法学』第21巻（昭和17年2月）は『満洲国法制研究』特集号に充てられている。さらに雑誌としては『法曹雑誌』、『満洲行政』などに法と政治をテーマとする論稿が掲載されている。ただ、これらの多くは条文を掲げ、これに解説を付すだけのものであり、また執筆時期からしても当然のことながら「満洲国」法制の全体像を知るためには不便が伴う。
 - 7) たとえば、こうした観点から満洲国民法を日本および韓国の民法と比較した意欲的な労作として鄭鐘休『韓国民法典の比較法的研究』（創文社、1989年）がある。
 - 8) おそらくこの史料的制約は、中国での史料の公開、公刊によって打開されると思われるが、中央檔案館他編『日本帝国主義侵華檔案資料選編』（中華書局）が刊行されはじめたばかりであり、今しばらく時間を要するであろう。
 - 9) もちろん、筆者と問題意識や接近方法は異なり、法と政治に主眼が置かれたものではないが、岡部牧夫『満洲国』（三省堂、1978年）および鈴木隆夫『「満洲国」論』（今井清一編『十五年戦争と東アジア』日本評論社、1979年、所収）などの成果を逸することはできない。

2

さて、建国期における「満洲国」の法と政治の特質は、それが何よりも日本人とりわけ関東軍の主導によりながらも、形式的にはあくまでも中国東北地方の人士を主体として中華民国からの脱離によって成立した国家として形成された点に求められるであろう。そのことは様々な提起された満洲事変処理案の基底にいずれも「一、満蒙を支那本土より全然切り離すこと。一、満蒙を一手に統一すること。一、表面支那人に依り統治せらるるも實質に於ては我方の手裡に掌握せらるること¹⁾」という三つの原則が置かれ、その原則を最も効果的に実現しうる体制として独立国家案が最終的に選択されていったという経緯に鑑みても明らかであろう。

具体的には1932年2月2日に策定された建設順序にしたがって、関東軍参謀を中心とした新国家建設幕僚会議を開催して国制の内実を決定していくのと並行して、張景恵を委員長とし、臧式毅、熙洽、馬占山、湯玉麟、凌陞、^{チムトシムベロ}齊默特色木丕勒を委員として組織された東北行政委員会が東北四省と一特別区及び蒙古各王侯の意志として「党国政府と関係を脱離し東北省区は完全に独立せり²⁾」との宣言を発したのである。そこでは建国方針として「排外の政策を持たず

茲に国際の戦争を弭め更に門戸開放と機会均等主義を以て世界の民族と共に共存共栄を図らむ³⁾」ことが宣明されることとなった。

このような経緯からしても対外的には可能なかぎり日本とりわけ関東軍の影を払拭してそれがあくまで中国の一地域に成立した独立国家であることを強調しつつ、他方、実質的には関東軍のコントロールの実効性を最大限に確保していくという、時には相撞着しかねない二つの要請をともに達成する統治装置と支配様式が模索されることとなった。そしてこの点こそ「満洲国」の法と政治を規定したものに他ならなかったのである。

そしていかに外見的ではあれ、一つの独立国家として構成したことによって「満洲国」は中華民国との連続性と断絶性を強く意識しつつ国家形成を進めざるをえなくなった。それは、国際的側面と国内的側面の両面で現われることになるが、まず国際的側面に関していえば、中華民国から脱離して成立したことから中華民国との国家としての連続性を全面的に否定し去ることはできず、むしろこれを積極的に認める方向で処理されたのである。

たとえば1932年3月1日の『建国宣言』において中華民国が締結した条約、債務を継続承認すると宣明したのをうけて3月12日の『対外通告』第3項では「中華民国ニ対シテ有スル条約上ノ義務中、国際法及国際慣例ニ照シ、新国家ニ於テ当然継承スベキモノハ直ニ之ヲ継承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス」ることとし、その処理のため9月には阪谷希一を委員長として國務院に積欠善後委員会を設置して積欠(=債務)の処理に当たり初年度には現金約250万円、公債約515万円分の交付を行なっている⁴⁾。こうした措置が取られたのは各国から国家として承認を得るための必須条件とみなされたことによるのであろう。しかしながら、債務の継承という一見、負担の大きな措置によって実は最も恩恵を受けたのが、日本および日本人であったこともまた疑いない。

1928年12月末の張学良による東三省の易幟を契機として、中国の国権回収運動は昂揚し、旅順と大連の回収や満鉄の接収、関東軍の撤兵などの要求がつけつけられ、さらには1915年の二十一ヶ条要求によって認めさせた「南満洲及東部内蒙古に関する条約」第2条に基づく土地商租権を否定して日本人への土地貸与を拒絶する動きが出ていたのである。そうした動きの中で中華民国が締結した条約を「満洲国」が継承し履行することは、取りも直さず日本の満蒙權益を維持・確保する最も確実な手段に他ならなかったのである。また債務支払いにしても債権者のほとんどが日本の法人ないし個人である以上、その利益の帰する所は明らかであった。

さらに排外の方針を採らず、門戸開放と諸外国に対する機会均等主義を謳うこともことも、表面的には日本の排他的満蒙支配の障害となるかのごとく思われるが、実質についてみればむしろ排日、反日という気運を抑え、日本および日本人の自由な進出を正当化する根拠として有効に機能するものであった。そのことの一例として土地商租権についてみれば、日本人への土地貸与を「土地盗売」として、また貸与者を「国賊」として処罰するという中華民国の強硬な

方針の前に満洲事変前後には日本人の土地商租権は「南満に限られ、而も旧東北政権の条約蹂躪に依り有名無実となって居たが、門戸開放機会均等の満洲国の趣旨に則り、今次之を全満に拡大適用せらるることとなった。其結果日本人は全満洲に於て自由企業の為必要な土地を商租することが出来、日本人の満洲移住は多大の便宜を得る訳である。而して商租権を設定せんとする者は在満日本領事館に申出づればよい⁵⁾」という状況に一変したのである。ここに典型的に示されているように、中華民国が締結した条約を「満洲国」が継承し、勵行することはただに各国の干渉を牽制するという意図にとどまるものではなかったと思われるのである。

こうして「満洲国」を中華民国との連続性をもって位置づけることは、後にリットン調査団によって「満洲国」における中華民国の宗主権を認定させる一因ともなった⁶⁾が、日本にとっては「満洲国」と中華民国を全く断絶させてしまうことによって生じるディメリットもけっして少なくなかったはずである。このように既得権益を維持するメリットがあったことも、関東軍が石原莞爾によって当初構想された満蒙領有計画を捨てて満蒙独立国家説を採るに至った一因と思われるのである。

さらに、独立国家の形態を採る意義が新たに条約を締結する場合にあると考えられたことは、1931年11月松木俠が起案した「満蒙自由国設立案大綱」において「独立政権と条約を締結し得ざる以上之を意の俛に動かすことは絶対に不可能なり⁷⁾」と説かれていることから明白であろう。要するに既得権益の保全と条約による新たな権益の獲得、そしてそれらを通じた実質的な支配の有効性確保のために、中華民国から分離・独立した国家の体裁が必要とされたのである。1932年9月15日、日本の「満洲国」承認に伴って締結された日満議定書が「満洲国領域内ニ於テ日本国又ハ日本臣民ガ従来ノ日支間ノ条約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スルー一切ノ権利益ヲ確認尊重スベシ⁸⁾」と既得権益を確認、保証したのはその具体的現われであった。さらに日満議定書の付属文書として正式条約と同等の効力をもつとされた1932年3月10日付のいわゆる溥儀・本庄秘密協定では、要旨次の四項が定められていた。

- (一) 日本に国防及び治安維持を委任し、その所要経費は満洲国で負担する。
- (二) 日本軍隊が国防上必要とするときは、既設の鉄道、港湾、水路、航空等の管理並びに線路の敷設は、日本又は日本指定の機関に委ねる。
- (三) 日本軍隊が必要とする各種施設に対し極力これを援助する。
- (四) 満洲国参議府の参議、中央及び地方の各官署の官吏に日本人を任用し、その選定は関東軍司令官の推薦に委ね、その解職も関東軍司令官と協議の上同意を得べきものとする。

これらが「満洲国」との間で新たに保証された日本とりわけ関東軍の権益であり、それは単に経済的なものにとどまらず軍事的、政治的に「満洲国」を関東軍の“意の俛に動かす”ことを可能とするものであった。かくして、独立国家「満洲国」を支配する回路の一つとして条約が機能したのである。

このようにあくまでも東北地方の中国人の自主的な発意に基づいた独立国家として「満洲国」が構成されたのは、単に条約による支配がめざされたためだけではなく直接にはむしろ国際連盟規約・九ヶ国条約などに抵触しないことを考慮したためであることはいうまでもない。この点は板垣参謀ら関東軍首脳が「九ヶ国条約に於ても連盟規約に於ても日本が支那本部と分離せしむとする直接行為を取てすることは許さざるも支那人自身が内部的に分離することは右各条約の精神に背馳せず。又之等が干与し得べき限りにあらず⁹⁾」との確認を重ねていたことから明瞭である。そして、この国際法秩序への配慮が「満洲国」建国に際しても日本が直ちにこれを承認せず暫く静観し、国家内容が充実するのを待って九ヶ国条約の改訂を協議し、「九ヶ国条約の改訂を見れば正式に承認す¹⁰⁾」という方針を早くも1932年1月27日に決定していた理由でもあった。さらに建国から半年あまり経った9月18日の日満議定書がことさらに「日本国ハ満洲国ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ独立ノ一国家ヲ成スニ至リタル事実ヲ確認シタルニ因リ」と承認理由を掲げたのもここに係わっていたのである。もちろん、そうした偽装でスティムソン・ドクトリンにより「満洲国」不承認の立場を採るアメリカをはじめとする国際的な非難を回避し論破できるわけもなかったが、建国前後の時期においては、その擬制を貫くためにきわめて強く中華民国の法と政治のあり方を意識し、それを取捨選択する方向での国家形成がはかられたことに留意しておくことがより必要であろう。

そこで国内的側面に目を移してみると「満洲国」建国の第一次具体案として1931年10月21日策定された松木俠起草「滿蒙共和国統治大綱案」では統治組織として図1のような構成が提起されている¹¹⁾。これは必ずしもある特定の時期の中華民国の約法や政府組織法と一致するものとはいえないが、大總統は民国2年(1913)年11月の天壇憲法草案以来民国20年6月の中華民国訓政時期約法で国民政府主席が用いられるまで元首の称号としてほぼ一貫して用いられたものであり、また、立法院、司法院、行政院、監察院などの機関と内政部などの各部は民国13年

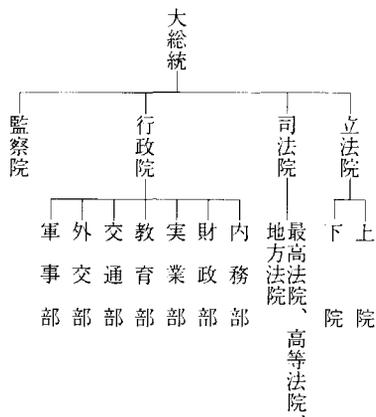


図1 「滿蒙共和国統治大綱案」統治組織 (1931年10月21日策定)

1月孫文執筆の「国民政府建国大綱」の第1条が「国民政府は革命的三民主義、五権憲法に基づき以て中華民國を建設す」と宣言したのを承けて、その第19条および第20条¹²⁾で具体化され、民国17年10月の国民政府組織法(図2参照)や民国20年6月の中華民国訓政時期約法で明文化されたものであり、松木がこれらを参照していることは間違いのないであろう。何より共和国という政体を設定すること自体中華民國の存在を抜きにしては考えられないはずである。

当時中華民國の主権下であった東三省において独立国家を構想するとすれば、松木に限らず、中華民國の法制

や国制との刷り合わせが当然第一次的な課題となる。かかる認識が当時一般的であったことは松木の「満蒙共和国統治大綱案」が出された2日後の10月23日、満洲青年連盟が理事長金井章次の名を以て関東軍司令官本庄繁に提出した「満蒙自由国建設綱領¹³⁾」においても「約法綱領」の一つとして「南京政府ニ対抗スル意味ニ於テ組織形態ハ同政府ヲ参照シ制定ス」と明確に南京の国民政府の組織形態を参照して統治組織を定めることを提言していたことにも現われている。ただこの「満蒙自由国建設綱領」自体は「中央政府組織」として大要「1. 総統及副総統ヲ置キ中央執行委員会ノ決議ニヨリ推戴スルコト。2. 中央政府ニ中央執行委員会ヲ置ク。委員ハ各省ヨリ選出又ハ推薦セラレタル代表ヲ以テ組織ス。3. 中央執行委員会ノ下ニ各部門ノ行政ヲ置ク」ということを挙げるのみで、それ以上に詳しい名称などは記されていないため判断はきわめて困難であるが、各省から選出された委員によって総統および副総統が選挙されるという方式と名称は、国民政府主席制を採る当時の国民政府組織というよりはむしろ民国初の中華民国臨時政府組織大綱や臨時約法などを参照しているように推測される。ただ、中央執行委員会というシステムは民国20年6月の中華民国訓政時期約法に見られるものである。

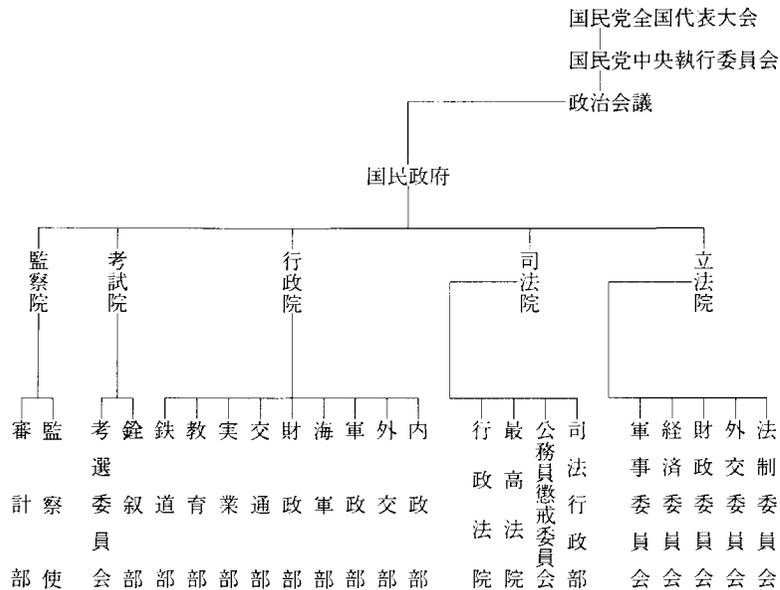


図2 南京国民政府組織（民国17年10月制定）

この後、11月7日には、松木依起草「満蒙自由国設立案大綱」が検討に付されているが、ここでは「満蒙独立国の機構」の項の下で、連省自治方式によって中央政府を作ることとし、ここでは民主政体と立憲政体を採るとしている。その民主政体とは元首の名称を大総統とするにせよ委員長とするにせよ、民意を代表する形式を取るというものであるが、松木の解釈によれば、この思想こそが「五千年來支那民衆の間に流れ來れる伝統的思想にして天子は天命を行ふ

もの即ち今日の言を以てすれば民意を代表するものたらざる可らず¹⁴⁾」というものである。これもおそらく孫文が『三民主義』の「民権主義」の章において、「天の視るや、わが民より視、天の聴くや、わが民より聴く」(『尚書』泰誓)、「民を貴しとなし、社稷これに次ぎ、君を軽しとなす」(『孟子』尽心章句)などを引いている¹⁵⁾ことを念頭に置いての立論であろうと推測される。たとえそうではないとしても孫文の三民主義が当時の排日、反日思想の根底にあることは、在満日本人にとって常識とさえなっていたことを勘案すれば、民権主義を無視して政体を論ずることはできなかったはずであり、松木が民主政体とともに立憲政体を併せて論じているのも、当然これにかかわっていると思われる。ただし後述するごとく、「満洲国」における立憲政体とはけっして実質的意義のそれではなかったし、ましてや五権分立を意味するものではありえなかった。

しかしながら孫文の三民主義さらにはそれをうけた国民党の党義が排日の根底にあるとみなされていけばこそ¹⁶⁾、反三民主義を標榜しつつもその主張に対抗しうる民主的要因を何らかの形で取り込まないかぎり「満洲国」としては中華民国に対峙できないというアンヴィバレントな状況に追い込まれていたことも同時に確認しておかなければならない。そうであればこそ建国理念としては「(1)共産主義を排撃し、(2)三民主義を清算し、(3)個人主義自由主義を基調とせる、資本主義を排除する¹⁷⁾」という“三棄”を掲げながらも、1931年9月22日に初めて溥儀を頭首とする在満五族共和国を建てる案が出て以来、1932年2月24日に最終的に「民本政治、国首執政¹⁸⁾」と確定するまで大総統、大統領、監国などの諸案において一貫して民主制なり立憲制なりが想定されていたのであり、溥儀を頭首とするとしても帝制の採用による清朝復辟という印象を与えないように配慮する必要性が口をきわめて強調されることとなったのである¹⁹⁾。これらの事実は取りも直さず「満洲国」建国が共和制を採る中華民国とその政治的理念である三民主義をいかに強く意識しつつ進められたかを物語るものであり、それはより直截に「満洲国建国宣言」に示されることになる。そこでは「一党専横ニシテ国政ヲ把持ス、何ヲカ民生ト云フ、実ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民権トイフ、唯利ヲ是レ専ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但タ党アルヲ知ルノミ……又曰ク党ヲ以テ国ヲ治ムト、矛盾乖謬、自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐偽ハ窮詰スルニ勝ヘズ」と国民党とその掲げる三民主義や以党治国の体制を逐一挙げて排撃し、これに代えるに「満洲国」建国の理念を「新国家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト為ス。施政ハ必ず真正ノ民意ニ^{したが}徇ヒ、私見ノ或存ヲ^{ゆる}容サズ」と民本、民主を強調したことも如実に現われている。

もちろん、中華民国を意識した点はこれらにとどまらない。「王道楽土」はもちろん「満洲国」のもう一つのスローガンとしてよく知られている漢、満、蒙、日、朝の五族協和にしても、当然のことながら孫文が辛亥革命後に漢、満、蒙、回、蔵の五族代表によって共和体制を樹立するために唱えた「五族共和」を意識したものであることもほぼ間違いないであろう。協和と

共和の違いはあるが、協和という用法についても孫文のいわゆる国族主義の主張の例証として『三民主義』の中で「万邦協和」（『書経』堯典）などの形で引かれていたものである²⁰⁾。しかし、同一の用法であっても、その用いられる政治的文脈において全く異なった意義と機能をもって立ちあらわれることも看過してはならないであろう。「満洲国」が標榜した五族協和における協和とは満洲青年連盟が昭和6年6月13日「条約擁護・生存権確保」を求めて開催した難局打開演説会での決議のうち「満蒙における現住諸民族の協和を期す²¹⁾」に淵源をもつとされている。しかし、ここでの「諸民族の協和」とは表面の友好的な言辭とは裏腹に「国際信義を無視せる排日教育の根絶を期す²²⁾」という項目——その原文は「排日政権の撲滅」——と一体のものとして設定されたきわめて攻撃的意図を秘めたスローガンだったのである。換言すれば中国東北地方における中国人や朝鮮人のナショナリズムを排除ないし弱体化させて日本人の權益の維持・拡大を図る正当化の論理さらには三民主義のうち民族主義に対抗する標語が「民族協和」や「五族協和」に他ならなかったのである。とはいえ、満洲事変以前のそれは中国ナショナリズムの昂揚に直面し、「吾等在満邦人の生存権は支那政府の系統的産業圧迫と条約蹂躪の不法行為とにより今や覆轍の危機に瀕す²³⁾」との切迫した危機感とその根底にあって成り立っていたことに留意しておく必要がある²⁴⁾。

いずれにしろ、以上見てきたように、中華民国のしかも排日ナショナリズムの昂まりの中で軍事力を背景に独立国家として「満洲国」を構成していくためには、中国人自身の発意であるという形式によりながら、条約の継承や門戸開放・機会均等主義を謳い、さらにその排日の思想的バックボーンとなっている三民主義を排斥しつつもけっしてそれを無視することはできず、かえって「民本主義」「順天安民」「五族協和」などの異なった表現のうちに取り込んでいくことが不可欠の課題となっていたことが十分にうかがえるのである。

- 1) 片倉衷「満洲事変機密政略日誌」（以下、「片倉日誌」と略）。小林龍夫、島田俊彦編『現代史資料(7)満洲事変』（みすず書房、1964年）所収、202頁。なお、片倉日誌からの引用頁は該書による。
- 2) 3) 「片倉日誌」、所掲「東北行政委員会宣言」385頁。
- 4) 前掲『満洲国史・各論』342頁。ちなみに、当時の国際法の理解としては分離によって成立した国家の債務の継承は必ずしも要しないとの説が有力であった。この点につき立作太郎「分離に因りて成れる満洲国の如き国家の条約上又は契約上の関係」（『外交時報』第668号、昭和7年10月）参照。
- 5) 陸軍省調査班『滿蒙經濟建設進展の現況と日本』（昭和8年3月15日発行）34—5頁。なお、中華民国側が出した商租権禁止ないし制限の法令としては、1915年6月の大總統令「懲弁国賊条例」のほか、1929年2月の「土地盗売嚴禁条例」や遼寧省、吉林省政府による商租禁止令をはじめとしておよそ59にのぼるとされている。これらについては東亞事局研究会編『大満洲国』（上巻、第7編）、土地局『商租権について』（康徳2年、資料第26号）などに詳しい。
- 6) この点の理解につき、芳沢謙吉『外交六十年』中公文庫版、126頁参照。
- 7) 「片倉日誌」249頁。
- 8) 以下。日満議定書については外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、215頁以下に依る。

- 9) 「片倉日誌」333頁。なお、「満洲国」建国後の昭和7年3月12日閣議決定「支那問題処理方針要綱」においても対「満洲国」施策として「九国条約等の関係上出来得る限り新国家側の自主的発意に基くが如き形式に依るを可とす」(同上, 494頁)としている。
- 10) 「片倉日誌」357頁。
- 11) 前同, 228頁。
- 12) 第19条は五権の治を行政, 立法, 司法, 考試, 監察の五院を以て試行することを, また第20条は行政院の下に内政, 外交, 軍政, 財政, 農鉱, 工商, 教育, 交通の八部を説くことを規定する。なお, 以下清末および中華民国における制憲工作や憲法草案, 政府組織法などについては, 故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』(中華書局, 1979年), 揚幼炯『近代中国立法史』(上海商務印書館, 民国25年), 林代昭, 陳有和, 王漢昌『中国近代政治制度史』(重慶出版社, 1988年), 荆仁仁『中国立憲史』(聯経出版事業公司, 民国73年), 錢端升他著・及川恒忠訳『最近支那政治制度史・上冊』(慶応出版社, 1943年), 満鉄庶務部調査課編『中華民国憲法』(1929年), 村上貞吉『支那ニ於ケル立憲工作ト憲法草案初稿』(東亜攻究会, 1934年)などに依拠した。
- 13) 満青聯史刊行会編『満洲青年聯盟史』(昭和8年)656—9頁所掲。なお, この建設綱領が提起した「建設順序」は, その後の建国工作の過程で結果的にいけばほぼそのまま実現されていったとみなせるものである。
- 14) 「片倉日誌」, 253頁。
- 15) 孫文『三民主義』『民権主義』第一講など参照。
- 16) 三民主義をもって日本の大陸政策を阻害する思想的元凶とする主張は一貫してあったが, 「満洲国」でも建国後の4月1日國務院令第2号および6月25日民生部訓令第123号などをもって三民主義に係わる教科書等の全廃を布告し, その“芟除”を図った。
- 17) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』8頁。
- 18) 「片倉日誌」, 391—2頁。
- 19) ただし, 昭和7年2月16日から開催された建国会議においては熙洽らが帝制を, 臧式毅らが共和制を唱えて一致をみず関東軍の幕僚会議でも即時の帝制を不可とするが, 帝制採用の時期は「一に委員会の総意に任す」(『片倉日誌』383頁)こととして結論を先送りしている。
- 20) 孫文「五族共和ノ真義」(1912年9月1日)および『三民主義』『民族主義』第五講など参照。
- 21)—23) 前掲『満洲青年連盟史』455—6頁。
- 24) この背景について伊東六十次郎は「『民族協和』という言葉は, 満洲事変の前年ごろから初めて使用された言葉で, 満洲在住の日本人, 殊に中小企業従事者が民族主義による支那人の排日運動に対応するために唱道したスローガンです」(『満洲問題の歴史』下巻, 1008頁)としている。

さて, それでは中華民国における共和制, 主憲主義をにらみつつ構想された「満洲国」の国制は, いかなる法的構成をもって発足したのであろうか。

溥儀を執政と称する元首として建設された「満洲国」はその新国家組織大綱として「新国家の政治は民本主義に依る」, 「執政は人民に推戴され立憲制により統治す」, 「将来民意に基き憲法を制定す」, 「執政政治は憲法制定に至る迄の統治形態とす¹⁾」などを定めていたが, これら

によれば執政政治は共和制，立憲主義に立ちながらあくまでも憲法制定までの暫定的な統治形態，いわゆる約法体制として想定されていたことになる。この点も正式憲法を制定するまで基本法として約法を立てる中華民国の事例に倣ったといえなくもない。それはともあれ約法体制の二本の柱として大同元年（1932）3月9日教令第一号として政府組織法が，教令第二号として人権保障法が公布されているが，政府組織法第4条では「執政ハ全人民之ヲ推挙ス」と，また人権保障法前文では執政を「全人民ノ信任ニ依リ満洲国ノ統治ヲ行フ」ものと規定しており，執政は共和制の元首に相当するものとして措定されていたのである。しかし，元首の名称として1月4日には大統領，2月20日には監国が当てられており，建国直前の2月24日に突如として執政に決定したという経過をもつことから明らかなごとく，執政が全人民の信任ないし推挙を受けたという事実はもちろんない。

そもそも執政という名に人民を代表するという事例はなかったように思われる。日本では国政の掌握者として江戸時代老中の異称として用いられたことはあっても正式の官名として採用されたことはない。ここでの執政とはおそらく馮玉祥，張作霖，盧永祥らに擁せられて民国13（1924）年11月から同15年の4月まで段祺瑞が自称した臨時執政に倣ったものと思料されるが，段は中華民國約法の規定にしたがって北京中央政府首班に進んだものではなかったため約法の規定による大總統の名を避けて臨時執政と称したのである。執政という職名が管見の限りでは他に見出せないことからして執政の出典はここにあると推定して誤まりないと思われるが，段

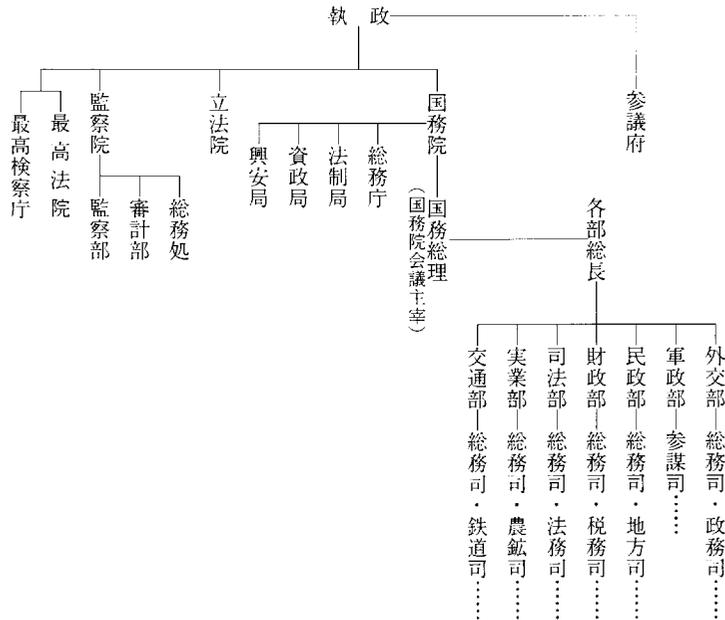


図3 「満洲国」政府組織（大同元年（1932）3月公布）（司はその他省略）

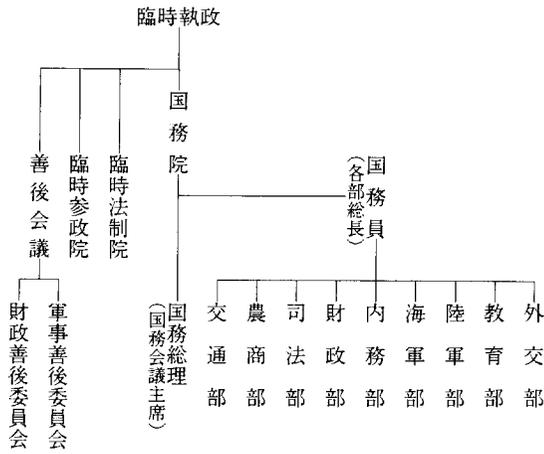


図4 臨時執政政府組織（民国13年11月公布。14年12月修正。）

が軍閥を背景に民意による正当化をことさら必要としなかったのに対し、「満洲国」の執政は臨時約法以来ほぼ一貫して「主権は国民の全体に属す」と国民主権を掲げてきた中華民国への対抗上——事実はどうであれ——人民の信任と推挙という擬制を必須としたと考えられる。いかなる議論を経て執政制が最終的に採択されたかをうかがう史料を欠くが執政制に関するかぎり「満洲国」の統治機構（図3）と段祺瑞政権のそれと（図4）とは、かなり

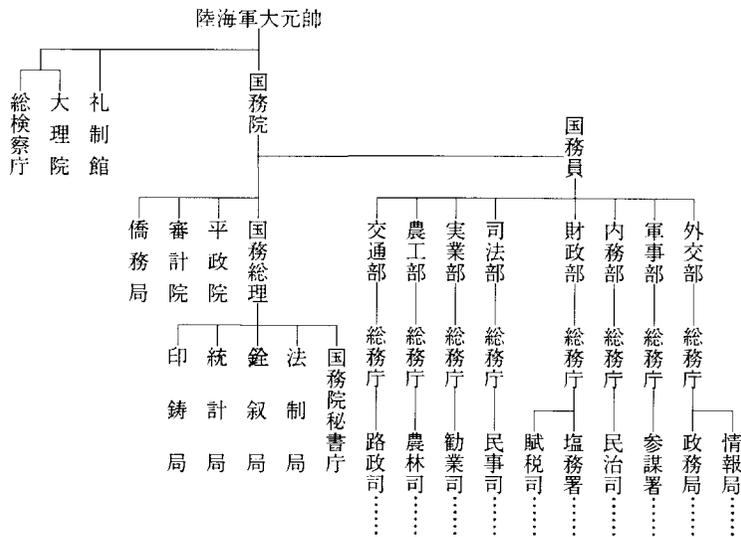


図5 北京軍政府組織（民国16年6月公布。16年9月修正。）（司はその他省略）

の類似性をもっていることは否定できないように思われる。特に國務院を中枢とする統治組織は当時の国民政府には見られないものである。そしてまた、臨時執政の名称以外の行政組織についてみれば民国16年6月大元帥に推戴された張作霖が北京に樹立した軍政府の政府組織（図5）に近い²⁾というべきであろう。いずれにしろ、執政が中華民国約法における大総統ときわめて酷似した権能をもつものとして法的に規定されていることも間違いなく、執政としたのは中華民国の元首を想起させる大総統を意識的に避けた結果とみなせるかもしれない。

総じて「満洲国」の国家機構については中華民国に対抗するために南京政府と全く同一化は

できないが全く無視もできないという狭間で、事実上は段の執政制や張の軍政府に準拠しながら南京政府の五権憲法の欠陥を是正したものとしてその優位性が強調されたのである。このように南京政府を一面で準拠しつつ、同時に他面でその反指定ないし対抗型(Gegenbild)として形成された点に「満洲国」国家形成のきわ立った特徴が認められると思われるのである。そのことは、たとえば陸軍省調査班発行の『満洲国成立の経緯と其国家機構に就て』では「注意すべきは孫文の五権憲法に基き構成された南京政府が、立法、行政、司法、監察、考試の五院制を採用せるに対して、満洲政府は考試、司法兩院を設けず、司法關係を特別に取扱ひ、更に行政院を國務院と改称したること、並に監察院をして執政に直隸して國務院に対し独立の地位を有せしめ、以て新政の腐敗防止につき極めて重要な権限とを兼用せしめてゐる点である³⁾」と説明されており、ここからも南京政府が強く意識されていることがわかる。もっとも五院制の司法院に対応して「満洲国」では法院が設けられており、形式的には考試院のみが置かれなかったことになる。しかし実際には「満洲国」の立法院は既定の方針に従って一度も開かれることもなく、監察院も康德3年7月廃止されるに至っている。開く予定もない立法院を官制上設けたのは、それを欠いては立憲国家といえず、政体上も中華民国に対抗できないことが明白だったからであろう。また、監察院についても——會計検査を司る審計部は何らかの形で設置せざるをえなかったにしろ——中華民国のそれと御史の伝統をふまえた制度であるがゆえに設置されながら、結局日本人以外の官僚を監察の対象として弾劾したため日系と満系の官吏の対立を惹起する結果を招いただけに終わったのである。

さらに中華民国と「満洲国」との相関性は、こうした政府機構の領域にとどまらず、「満洲国」の法令が中華民国のそれを参酌しつつ対抗的に形成されたことにおいて、より顕著に看取れるように思われる。たとえば、「満洲国」政府組織法第3条「執政ハ全人民ニ対シテ責任ヲ負フ」は、民国3年5月の中華民国約法（新約法）第16条「大總統ハ国民全体ニ対シテ責任ヲ負フ」とほぼ同一の条文であり、これに倣っているとみなして誤まりないであろう。しかも、準拠しているのはこの条項にとどまらない。中華民国との差異をきわ立たせるために意図的に大總統の名称を避けて執政としたと推測されるにもかかわらず、表1で明らかなように、ほとんど敷き写しとさえいえる条項が並んでいるのである。

加えて、ここで特に注意を喚起しておきたいことは、民国3年中華民国約法の第3章自体がこれまた表1で読み取られるごとく大日本帝国憲法第1章に準拠した側面が認められるのである⁴⁾。もちろん、天皇と大總統とは君主制と共和制による決定的距りがあり相容れない面があることは論をまたない。しかしながら、清末立憲予備工作以来、大日本帝国憲法が憲法起草の際のモデルの一つとされ、宣統3年9月（1911年11月）公布の憲法重大信条19条が大日本帝国憲法に準拠していた経緯があったこと、そして帝制実施をもくろむ袁世凱が大總統の大権事項拡大を図って民国元年の臨時約法（旧約法）を改めたものが中華民国約法であったこと、袁の法

表1 「満洲国」政府組織法と中国・日本法

中華民國約法（1914年5月1日公布） 第3章 大總統	「満洲国」政府組織法（1932年3月9日公布） 第1章 執 政	大日本帝国憲法（1889年2月11日公布） 第1章 天 皇
第14条 大總統ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬ス。	第1条 執政ハ満洲国ヲ統治ス。	第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ、統治權ヲ総攬シ、此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ。
第15条 大總統ハ中華民國ヲ代表ス。	第2条 執政ハ満洲国ヲ代表ス。	
第16条 大總統ハ国民全体ニ対シテ責任ヲ負フ。	第3条 執政ハ全人民ニ対シテ責任ヲ負フ。	
	第4条 執政ハ全人民之ヲ推挙ス。	
第17条 大總統ハ立法院ヲ召集シ開会、停会、閉会ヲ宣告ス。	第5条 執政ハ立法院ノ贊贊ニ依リ立法權ヲ行フ。	第5条 天皇ハ帝国議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ。
第18条 大總統ハ法律案及予算案ヲ立法院ニ提出ス。		第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ。
	第6条 執政ハ國務院ヲ統督シテ行政權ヲ行フ。	第7条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会、閉会、停会及衆議院ノ解散ヲ命ズ。
	第7条 執政ハ法律ニ依リ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム。	
第19条 大總統ハ公益ヲ増進シ或ハ法律ヲ執行シ或ハ法律ノ委任ニ基イテ命令ヲ発シ並ニ發布セシム。但シ、命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ズ。	第8条 執政ハ公共ノ安寧福利ヲ維持増進シ又ハ法律ヲ執行スル為メ命令ヲ発シ又ハ發布セシム。但シ、命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ズ。	第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ發布セシム。但シ、命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ズ。
第20条 大總統ハ公安ヲ維持シ或ハ非常ノ災害ヲ防禦スル為メ事機緊急ニシテ立法院ヲ召集スルコト能ハザル時ハ參政院ノ同意ヲ經テ法律ト同等ノ効力アル教令ヲ發布スルコトヲ得。但シ、次期ノ立法院開会ノ始ニ追認ヲ請求スベシ。前項ノ教令ハ立法院否認ノ時以後其ノ効力ヲ失フ。	第9条 執政ハ公安ヲ維持シ又ハ非常ノ災害ヲ防禦スル為メ立法院ヲ召集スルコトヲ得ザル場合ニ於テハ參議院ノ同意ヲ得テ法律ト同等ノ効力アル緊急教令ヲ發布スルコトヲ得。但シ、此ノ教令ハ次ノ会期ニ於テ立法院ニ報告スベシ。	第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為、緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ発ス。此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スベシ。若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ。
第21条 大總統ハ官制、官規ヲ制定ス。大總統ハ文武職官ヲ任免ス。	第10条 執政ハ官制ヲ定メ官吏ヲ任免シ及其ノ俸給ヲ定ム。但シ、本法其ノ他ノ法律ニ依リ特ニ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ。	第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス。但シ、此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル。
第22条 大總統ハ開戦勅命ヲ宣告ス。	第11条 執政ハ宣戦勅命及条約締結ノ權ヲ有ス。	第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講ジ及諸般ノ条約ヲ締結ス。
第25条 大總統ハ条約ヲ締結ス。但シ、領土変更或ハ人民負担ノ條款ハ立法院ノ同意ヲ經ルベシ。		
第23条 大總統ハ陸海軍ノ大元帥ニシテ全国陸海軍ヲ統率ス。大總統ハ陸海軍ノ編制及兵額ヲ定ム。	第12条 執政ハ陸海空軍ヲ統率ス。	第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス。
		第12条 天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム。
第28条 大總統ハ大赦、特赦、減刑及復權ヲ宣告ス。但シ、立法院ノ同意ヲ經ルベシ。	第13条 執政ハ大赦、特赦、減刑及復權ヲ命ズ。	第16条 天皇ハ大赦、特赦、減刑及復權ヲ命ズ。

注1 「満洲国」政府組織法における執政に関する章は第13条で終了。中華民國約法第3章は第14条から第29条まで、大日本帝国憲法第1章は第17条までで構成されている。なお表に掲げたほか、中華民國約法の第26条戒嚴、第27条栄典は各々大日本帝国憲法第14条、第15条とはほぼ同文である。
 注2 中華民國約法はもちろん中国文で書かれており、原文のまま載せるのが妥当かとも思われるが、ここでは比較の便宜を図って日本の法令に準じて訳出した。この点、表2の中華民國訓政時期約法も同様に処理した。

表2 「満洲国」人権保障法と中国・日本法

中華民國訓政時期約法（1931年6月1日公布） 第2章 人民ノ權利義務	「満洲国」人権保障法（1932年3月9日公布）	大日本帝国憲法（1889年2月11日公布） 第2章 臣民權利義務
第8条 人民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕、拘禁、審問、処罰サレ得ズ。人民犯罪ノ嫌疑ニ因リテ逮捕、拘禁セラレタル者ハ其ノ逮捕或ハ拘禁ノ機關ヨリ遅クトモ24時間以内ニ審判機關ニ移送シテ審問シ、本人或ハ他人モ24時間ニ依リテ提審スルコトヲ請求シ得ル。	第1条 満洲国人民ハ身体ノ自由ヲ侵害セラル、コトナシ。公ノ権力ニ拠ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。	第23条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕、監禁、審問、処罰ヲ受クルコトナシ。
第17条 人民ノ財産所有權ノ行使ハ公共ノ利益ヲ妨害セザル範圍内ニ在テ法律ノ保障ヲ受ク。 第18条 人民ノ財産ハ公共ノ利益ノ必要ニ因リ、法律ニ依リテ徵用又ハ徵取スルコトヲ得。 第19条 人民ハ法律ニ依リテ財産繼承權ヲ享有スルコトヲ得。	第2条 満洲国人民ハ財産權ヲ侵害セラル、コトナシ。公益上ノ必要ニ由ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。	第27条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ。公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。
第6条 中華民國ノ国民ハ男女、種族、宗教、階級ノ區別無ク法律上一律ノ平等在リ。	第3条 満洲国人民ハ種族、宗教ノ如何ヲ問ハズ凡テ国家ノ平等ナル保護ヲ享ク。	
第23条 人民ハ法律ニ依リテ考試ニ応ズルノ權ヲ有ス。 第24条 人民ハ法律ニ依リテ公務ニ服スル權ヲ有ス。	第4条 満洲国人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國又ハ地方団体ノ公務ニ参与スルノ權利ヲ有ス。 第5条 満洲国人民ハ法律ニ定ムル所ニ依リ均シク官公吏ニ任セラル、權利ヲ有シ並ニ其ノ他ノ名譽職ニ就クノ義務ヲ負フ。	第19条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応ジ均ク文武官ニ任セラレ及シ其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得。
第20条 人民ハ請願ノ權ヲ有ス。	第6条 満洲国人民ハ法令ノ定ムル手續ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得。	第30条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得。
第21条 人民ハ法律ニ依リテ法院ニ訴訟スル權利ヲ有ス。	第7条 満洲国人民ハ法律ノ定メタル法官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ有ス。	第24条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ。
第22条 人民ハ法律ニ依リテ訴願及ビ行政訴訟ヲ提起スルノ權ヲ有ス。	第8条 満洲国人民ハ行政官署ノ違法処分ニ依リ權利ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ之ガ救済ヲ請求スルコトヲ得。	（第5章「司法」第61条に相当）
第16条 人民ノ財産ハ法律ニ依ルニ非ザレバ查封或ハ没収スルコトヲ得ズ。	第9条 満洲国人民ハ法令ニ依ルニ非ザレバ如何ナル名義ニ於テモ課税、徵発、罰款ヲ命ゼラル、コトナシ。	（第6章「會計」第62条にほぼ相当）
	第10条 満洲国人民ハ公益ニ反セザル限り共同ノ組織ニ依リ其ノ經濟上ノ利益ヲ保護増進スルコトヲ得。 第11条 満洲国人民ハ高利、暴利、其ノ他アラユル不当ナル經濟的圧迫ヨリ保護セラル。 第12条 満洲国人民ハ均シク國又ハ地方団体ノ公費ニ依ル各種ノ施設ヲ享用スル權利ヲ有ス。	

注1 大日本帝国憲法第2章は、第18条から第32条までの全15ヶ条から成る。

注2 中華民國訓政時期約法第2章は、第6条から第27条までの全22ヶ条から成る。

律顧問に日本人である有賀長雄が雇傭されていたことなどの事情によって、そもそも異質のはずの天皇制の憲法と共和制の約法とが接合するという事態が生じたと思われる。その経緯についてはさらに検討を要するにせよ、ここにプロイセン、バイエルンなどの憲法に準拠した大日本帝国憲法が中華民国約法に継受され、それがさらに満洲国政府組織法に取り込まれていったという繋がりが見られること、これをもって近代アジア世界における思想連鎖の一事例として特記しておきたいのである。なお、表1において「満洲国」政府組織法の第10条、第11条、第12条、第13条の各条をそれぞれ大日本帝国憲法の第10条、第13条、第11条、第16条の当該各条と対照してみると、松木俠、山田弘之、田村仙定ら日本人が起草したことから当然のことではあるが中華民国約法の相応する条項よりもはるかに近似した条文になっているともいえ、これら三つの基本法の緊密な相関性がうかがわれる。

それでは基本法のもう一つの柱である人権保障法についてはどうであったろうか。これについても中華民国および日本の法令と比較、検討しておく必要がある。「満洲国」人権保障法はその前文において「執政ハ戦時若ハ非常事変ノ際ヲ除クノ外、左記各項ニ準拠シテ人民ノ自由及権利ヲ保障シ並ニ義務ヲ定ムベキコトヲ全人民ニ対シテ誓約ス」とあるとおり、国民の権利と義務を規定したもものとして憲法制定時には国民の権利および義務の章として編入されるはずの条規であったが、「満洲国」では結局憲法が制定されることなく終わったため、人権保障法が唯一の人権に関する基本法として存在したのである。人権保障法は全13条、うち第13条が施行規定であるため、実質的には12条から成っている。その各条と中華民国訓政時期約法第2章「人民ノ権利義務」および大日本帝国憲法第2章「臣民権利義務」とその対応関係については表2で示したが、ここでは三者にかなりの相違が認められる。その違いは当然人権として保障される境域の差として現われるものである。

すなわち、中華民国訓政時期約法では第10条で住居侵入・搜索・押収に対する保障、第11条で信教の自由、第12条居住・移転の自由、第13条で通信の秘密、第14条で集会・結社の自由、第15条で言論・出版の自由を条項によっては法律による制限を留保しつつも規定している。これに対し「満洲国」人権保障法は、これらの規定を欠いている。つまりそれらは人権として保障されることはなかったのである。この点をさらに大日本帝国憲法が第22条で居住・移転の自由、第25条で住居侵入・搜索に対する保障、第26条で信者の秘密、第28条で信教の自由、第29条で言論・出版、集会・結社の自由を保障していたことと比べてみても「満洲国」では基本的人権がかなり狭く限定されていたかがわかる。のみならず、前文で「戦時若ハ非常事変ノ際ヲ除ク」とされており、「満洲国」の十三年半は終始まさしくこの「戦時若ハ非常時変ノ際」に当たっていたとみなせることからすれば、基本的人権は制度的保障のない名目的なものにすぎなかったというのが実態であろう。もっとも、この点は中華民国訓政時期約法についても大日本帝国憲法についても戦争時に関してはほぼ同様の状況であったといえるし、そもそも人権侵害

について憲法訴訟の道が開かれているわけでもなかった。その意味では人権保障法はとりわけプログラム規定の性格が色濃ったのである。

いずれにしても、人権保障法に関しては、政府組織法に認められるような類似性よりもむしろ相違性が目につくと評せらるであろうが、第3条の種族、宗教に拘らず平等とする規定はもちろん大日本帝国憲法に相応する条規はなく、民国元年の中華民国臨時約法第5条が「中華民国人民ハ一律平等ニシテ種族、階級、宗教ニヨル区別ナシ」と規定して以来、中華民国の各憲法草案が一貫して採用してきたものであり、多民族複合国家に特有の条規として人権保障法はこれに準拠したと思われる。ただ王道楽土の「満洲国」には階級の区別はないという虚偽意識から階級については言及していないのであろう。

他方、三者で相違性の最も著しいのは人権保障法の第10条と第11条の2箇条であり、特に後者は公布当時も「満洲国人民は高利、暴利、其他あらゆる不当なる経済的圧迫より保護せらる」と云ふが如き、近代的社会的立法の色彩を有する点は見のがし得ざる新味である⁵⁾と喧伝されたものである。ただ、両条の企図するところは必ずしも一致しないように思われる。つまり、第11条は契約の自由を前提としながら、これによって生じうる経済的圧迫から保護されることを保障したもので資本主義経済の弊害の是正に狙いがあると思料される。これに反し、第10条は「公益に反せざる限り」という限定はあるものの、会社はもちろんカルテルやトラストなどの共同組織による経済上の利益を追求増進することを保障したもので、これを禁止する趨勢にあった社会立法の方向とは逆行するものである。立法趣旨についての説明や公的なコメントを欠くため確定はできないが、あるいはこれを「公益上必要なる限りは、これを統制せられる⁶⁾」という統制の面にウェイトを置いて読むべきであるかもしれない。その当否が、いずれであるにせよ、このように人権保障法に関しては政府組織法において看取されたような日本—中華民国—「満洲国」をめぐる緊密な連鎖を摘示することはできない。

だが、基本法としての人権保障法の下で具体的な裁判規範ともなる諸法令についていえば、むしろ緊密な連鎖性、より正確には法的継承性が見出しうる。そしてそれは法令上明記されていたことでもあった。すなわち、政府組織法、人権保障法と同時に公布された教令第3号「暫ク従前ノ法令ヲ援用スルノ件」は第1条で「従前施行セル法令ハ建国ノ主旨、国情及法令ニ抵触セザル条項ニ限り、一律ニ之ヲ援用ス」と定めており、これをうけた第2条では「前条ノ規定ニ抵触スルニ因リ援用スベキ法令ナキトキハ、国民政府ノ法令ニ依リ其ノ効用ヲ失ヒタル法令ト雖モ前条ノ規定ニ相当スル条項ハ其ノ効力ヲ恢復シテ之ヲ援用ス」と規定していたのである。そもそも「満洲国」として施行した法令が皆無である以上、援用すべき法令は国民政府の法令以外にはなかったし、法的安定性の見地からも中華民国の法令を当面援用せざるをえなかったことは十分に推知できる。援用された主な法令を挙げれば民国18年から19年にかけて公布された民法、民国3年から19年にかけて公布の商事諸法規、民国10年公布の民事訴訟条例、民

国17年公布の刑法、民国17年公布の刑事訴訟法などであり、いずれも国民の権利義務の根幹にかかわる重要な機能をもつものであった。中華民国から分離・独立して成立したはずの「満洲国」もかくて国民の法生活のレベルにおいては中華民国の延長上にあつて連続していたとみなせるのである。

ところで、このように援用された中華民国の法令自体、民国元年3月11日公布の「臨時大總統宣告暫行援用前清法律及暫行新刑律令⁷⁾」により清朝時代の法令を援用したものが少なくなかったため、たとえば「満洲国」の法院組織法についてみれば、それが施行された康徳3年7月までは前記の教令第3号により清国宣統元年12月8日奏准、民国4年6月20日司法部呈准の法院編制法、民国10年11月17日公布、18年8月14日修正施行の最高法院組織法などが援用されていたのである⁸⁾。そして皮肉なことには国民政府によって新規の法院編制法が公布され、宣統元年の法院編制法が完全に失効したのが民国21年(1932)10月28日、わずか半年余の差で清朝の法令が中華民国では失効しながら「満洲国」でかえって生き延るという現象が生じたのである。しかも、「近代東アジア世界における社会科学思想の連鎖」という筆者のテーマにとっては大変興味深いことは、この清朝の法院編制法の立法に携ったのが、他ならぬ日本人法学者岡田朝太郎であり、その起草は当然のこととして日本の司法制度とりわけ四級三審制度の裁判所構成法に準拠したものであったという点である。つまり、「満洲国」が中華民国の法令を援用し、その中華民国が清朝の法令を援用したことにより、清末法典編纂における日本法の継受⁹⁾が「満洲国」におよんで実効性をもつという数奇なる運命をたどることとなったのである。

しかし、いうまでもなく、中華民国からの分離・独立を標榜して建国した「満洲国」にとって中華民国の法令にいかん日本法の影響が認められるとしても、その援用だけに依存していることはできず、大同元年(1932)8月20日には司法部に法令審議委員会が設置されて援用すべき法令の審査さらに将来施行すべき法令に関する調査、編審を管掌することとされたのである。とはいえ、「満洲国」として独自に立法作業を進めていくだけの人員もなく、実際に法典編纂に着手したのは大審院検事であった古田正武が司法部総務司長に着任して以降、日本の司法省との結びつきができた康徳元年(1934)からのことである。司法省が「満洲国」への司法官の派遣とそれによる立法作業や司法制度の整備に積極的に関与したのは、もちろん治外法権の徹底に備えるためである。「満洲国」側も、日本の司法官の招請にあたっては(1)在任期間は3年とすること、(2)俸給は日本国内での2倍ないし3倍とすること、(3)本人、家族の往復旅費を支給すること、などを約束し、司法省も3年後の復職を保証したことなどによって、康徳元年6月末までに37名が配置され、康徳2年度には50名の増加が予定されるなど、大量の司法関係者が海を渡って行ったのである。当時、司法部では4司長のうち3司長を、13科長のうち8科長を日系官吏が占め、「満洲国」の日本法化が推進されることとなった¹⁰⁾。

そして、法典編纂の方針として「(1)建国の大義に即応すべきこと。(2)国情に適順すべきこと。

(3)大義を顕彰し条理に循遵すべきこと。(4)古来の醇風美俗は努めて之を維持助長すべきこと。(5)先進諸国の長所は努めて之を撰取すべきこと¹¹⁾」の5項目が立てられ、これに沿って康徳4年(1937)1月以降刑法、刑事訴訟法、民法¹²⁾、商法¹³⁾、民事訴訟法、強制執行法などの主要法規が公布されるに至ったのである。これらの法令はほとんど日本法を母法として立案されていたが、当時の日本法は制定から40年近くを経たものもあって、そのまま範例とするわけにはいかず、その間に形成、蓄積された学説や判例さらに中華民国を含む諸外国の立法例を参酌して起草されている。そのかぎりでは、同時期の日本法より、先進性ないし実験的側面をもつことになる。たとえば、民法典の中に日本における建物保護法、借地法などの社会政策的立法が採り入れられていることなど、その一例として挙げうるであろう。民法典の審核(立法顧問)であった穂積重遠が「満洲国」民法典について「日本民法よりも新しいスイス民法及び日本民法を母法とする中華民国法をも参酌し¹⁴⁾」た成果として「謂はば進歩し改良され磨きをかけられた日本民法¹⁵⁾」といえると評しているが、おそらく他の法令に関してもほぼ同様の評言が妥当するであろう。「満洲国」法とはいえその本質は“改良された”日本法だったのである。

だが、ようやく康徳4年になって諸法令が出揃ってきたということは、建国からおよそ6年間に、「満洲国」の存続期間のほぼ半ばはこれらの国民生活を左右する重要法令が他国の法令を援用するという法状況の下に置かれていたということに他ならない¹⁶⁾。

しかも、「法匪」と罵倒されるほどに精力的に法整備に腐心したにもかかわらず、「満洲国」ではついに国籍法を制定することができなかった¹⁷⁾。近代国民国家としての体裁を整えるために孜孜として立法作業が推進されながら、その基幹たるべき国民を法的に規定しえなかった「満洲国」とはつまり“国民なき国民国家”に終始せざるをえなかったのである。親屬繼承法¹⁸⁾とともに、ここにも五族協和の建国理念を法制化することの困難さと、「満洲国」に赴いた日本人の帰属意識の複雑さをうかがい知ることができるのである。

1) 陸軍省調査班『満洲国成立の経緯と其国家機構に就て』(昭和7年4月4日発行)11頁。

2) 北京政府の組織については、南満洲鉄道株式会社社長室情報課から課員大塚令三の編纂になる『北京政府政治組織綱領』(昭和3年)が刊行されていた。この軍政府組織令によれば、大元帥の下に國務員(國務総理と各部総長)から成る國務院を組織し、國務は國務総理を主席とする國務會議の議決を経て行うこととなっている。併せて参議8人を置いて國務総理の命を受けて法令審議に当るとされた。また各部総長の下に部務を整理する次長を置き、各部に各々総務庁を設けて総務を掌理する。また、行政ラインを部一司一科、局(院)一処とし、文官の階級を特任、簡任、薦任、委任とするなど執政の名称以外の全般にわたって「満洲国」の政府官制と酷似しているといえる。

3) 前掲、『満洲国成立の経緯と其国家機構に就て』26頁。

4) 中華民国約法第3章について稲田正次は「これ等の規定は大總統の対人民責任の規定がナポレオン帝政時代の仏憲法にならっていた外は、概ね日本憲法を範としたものであった」(『中国の憲法』政治教育協会、昭和23年、25頁)と指摘している。なお、「満洲国」政府組織法についての専論として野村信孝「満洲国組織法管見」(専修大学『経済法律論叢』昭和7年7月)があるが、条文そ

- のものが新聞発表に拠っているため、不正確な部分がある。
- 5) 前掲『満洲国成立の経緯と其国家機構に就て』28頁。なお、暴利の取締に関しては康徳4年12月の利息制限法のほか、同5年4月12日經濟部令第19号、治安部令第26号、産業部令第25号をもって暴利取締に関する件が発令されている。
 - 6) 長谷鎮広『満洲帝国主要法令解説』（清水書店、昭和15年）81頁。
 - 7) 該条文は「現在民国ノ法律未ダ議定頒布ヲ経ザルニ付、従前施行シタル法律及新刑律ニシテ、民国国体ニ抵触シタル各条ハ効力ヲ失フベキヲ除クノ外、余ハ均シク暫ク援用シ以テ遵守ニ資ス。此ニ令ス」と定める（前掲、楊幼炯『近代中国立法史』101頁所掲）。
 - 8) 滝川次次郎『満洲建国当初の司法制度概観』（『支那法制史研究』有斐閣、昭和15年）および「領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備概況」（康徳4年、國務院総務庁情報処）参照。
 - 9) この点につき島田正郎『清末における近代的法典の編纂』（創文社、1980年）が、これまでのところ最もまとまった研究である。
 - 10) 前掲『満洲国史・各論』376—8頁。
 - 11) 「司法法規制定に就きて」（『法曹雑誌』第4巻第7・8号）1054—5頁。
 - 12) 民法の編別構成は、総則、物権、債権の財産法三編745条から成り、後に触れるように親屬、相続の身分法2編に相当する部分の制定は遅れた。その立法には審核（立法顧問）として穂積重遠、我妻栄が当たった。
 - 13) 「満洲国」の商法は単一の商法典の体裁を採らず、商法の各部を単行法とする形式により(1)商人通法、(2)会社法、(3)運送法、(4)倉庫法、(5)海商法、(6)手形法、(7)小切手法、(8)商業登記法、(9)保険業法、(10)小商人の範囲に関する件、(11)拒絶証書令、(12)外国法人法、(13)非訟事件手続法、(14)不動産登録法、(15)不動産登記法、(16)強制執行法などの諸法が制定された。なお、商法の審核には松本蒸治、田中耕太郎が任ぜられている。ちなみに刑法には泉二新熊、刑事訴訟法には小野清一郎、民事訴訟法には池田寅次郎、法制一般に村上貞吉が各々審核に依嘱された。
 - 14)、15) 穂積重遠「慶賀と期待」（前掲『法曹雑誌』第4巻第7・8号）39頁。
 - 16) 法制の併存、二重状況に関していえば、類似の事態は、日本が韓国を併合した際、旧韓国法令の効力の存続を認めて朝鮮人にだけ適用し、統監府令は日本人にだけ適用するとした前例がある。たとえば、朝鮮人に対しては保安法、日本人には保安規則を、朝鮮人には新聞紙法を、日本人に対しては新聞紙規則を適用するなどとしたのである。しかし、五族協和を建国理念に掲げた「満洲国」では人権保障法第3条で種族、宗教のいかに問わず平等としたこともあり、屬人的法の二重性は採用されなかった。もちろん、治外法権撤廃以前においては在満日本人の司法事件は、日本司法領事によって日本の法律にしたがって処理されており法的には二重状況にあった。
 - 17) 「満洲国」国籍法制定に関する中華民国法との関連や各種草案については、南満洲鉄道株式会社経済調査会編『満洲国国籍並会社国籍及資本方策』（「立案調査書類」第26編第1巻）に収められている。
 - 18) 民法の親屬繼承法は民族複合国家のための立法化は困難をきわめ、満洲各民族の家族制度の旧慣調査を経て—その報告書は満洲国司法部編『満洲国家族制度慣習調査』として刊行—康徳9年2月、「親屬繼承法要綱」（『法曹雑誌』第9巻第5号および第6号参照）を発表し、同12年（1945）7月1日に公布されるに至った。すなわちそれは「満洲国」解体のほぼ1カ月前であり、事実上、独自の親屬繼承法をもちえず、中華民国20年施行の親屬編と繼承編に依拠しつづけたことになる。ちなみに、台湾においても大正12年（1923）1月以降、日本の民事法が延長適用されたが、民法第4編、第5編の親族、相続については適用されず「別ニ定ムルモノヲ除クノ外旧慣ニ依ル」として中国法慣行によって規制された。

さて、これまで「満洲国」の法と政治が中華民国と日本のそれいかに規定されつつ連鎖をなして形成されてきたかを見てきたが、「満洲国」の法令は中華民国や日本における法令と質的に全く異なる立法過程を通じて制定されたものであることをここで確認しておかなければ、その全体像を見誤ることになる。

それは他にもない「満洲国」では立法院がついに開かれることはなかったために、公布・施行された法律も議会の討議・採決を経たものではなく——形式的には執政の諮詢機関である参議府を経ることにはなっていたが——基本的に行政命令と等質であったということである。そして、立憲主義を採ると宣明し、国制上の重要機関として立法院を政府組織法で規定したにもかかわらず、立法院を名目上のものとどめることは実は既に建国以前に決定されていたのである。1932年1月22日、新満蒙国最高機関の大綱が決定されたが、そこでは「立法院は形式的とし実際は独裁中央集権国家とす¹⁾」し、1月27日の「満蒙問題善後処理要綱」でも新国家は「表面立憲共和国家とするも内面は我帝国の政治的威力を嵌入せる中央独裁主義²⁾」とすることが確認されていたのである。

こうした決定に先立って関東軍では日本から専門家を奏天に招請して諮問会議を催し、法制、産業、貨幣金融、租税財政の各般にわたって意見を聴取した³⁾が、法制に関しては東京帝大教授臘山政道に諮問している。臘山はこれに関して1月23日満鉄社員倶楽部で講演し、「此の所に打建てらるべき処の政治組織はどうしても何等かの寡頭的独裁的で、そして何等かの民族が他の民族を指導する、さう云ふ政治組織でなければならない⁴⁾」と主張して平等な公民権を与えることを否定し、日本人が指導する寡頭独裁制による政治体制の採用を促した。この議論に対して橋樑は「独裁制は民主制に如かず、民主制には能率低く効果の遅いと云ふ欠点 unavoidable に伴ふのであらうが、然し独裁制に附纏ふところの恐るべき破壊作用を避けることが出来る⁵⁾」として中国人をはじめとする諸民族に公民権を与える民主的政治機構設立の必要を唱えたが、結果的に臘山の公民権否定、議会政治排除の主張に沿った方針が採用されたのである。

このように「満洲国」において立法院設置が否定されたのは、一つに日本国内における政党政治の不信や批判が強かったこと、二つに朝鮮や台湾における参政権問題や議会設置運動への顧慮があったこと⁶⁾などの理由が考えられるが、最も大きな理由としては日本人以外の「満洲国」人民に国家意識が欠如しており、政治意識も低いとの認識が根強く存在していたことが挙げられる。臘山のほか石原莞爾や橋樑などもこのことを力説してやまなかったが、「満洲国」参議であった筑紫熊七は「満洲に対して何の愛郷心の念もなければ国土的執着も感じなかった住民に対して、国家観念の自覚を強いるのは無理である⁷⁾」との認識に立って議会制の採用を

斥けている。京都帝大の牧健二もまた「民意を表現すると言っても国家観念の存在を前提とするのであって、国家観念の十分でない者が真に満洲国の為になるような民意を表現する筈はない⁸⁾」と断言していたのである。

そして、この議会制の否定すなわち立法院の名目化はすでに1934年10月11日立法院長趙欣伯がその座を追われてからはただ秘書庁だけが存在する形となって進行していたが、康徳3年（1936年）9月18日関東軍司令部から示された「満洲国の根本理念と協和会の本質」において「満洲国は、天皇の大御心に依る道義世界創建の第一歩的顕現なり、従って民主的、唯物的、西洋的政治に墮し易き^{おそれ}大なる議会政治は満洲国の本質上之を採用すべきものに非ず⁹⁾」として、議会政治の否定こそが「満洲国」の根本理念として宣言されることとなったのである。また、監察院も王道主義の国家に不可欠の機関として喧伝されながら、見るべき成果を挙げることなく康徳4年7月1日には廃止され、新設の審計局に統合されることとなった。

こうして、当初から設置されなかった考試院のほか監察院が廃止され、立法院が実質的に無化されたことにより、國務院と法院だけが残ることとなった。ここに他の権力機関から一切の抑制を受けない行政権とその行政権からのみ抑制を受ける司法権から成る国制が生まれ、建国直後に意識されていた係文ないし国民政府の五院政府制度の影響が払拭されるに至ったのである。この道程はまた「満洲国」が共和制から帝制へと国制上の転換を遂げていく過程でもあり、まさしくそこにおいて日本の天皇制の相似性(Ähnlichkeit)としての国家形成が進められることになるのである。建国から6年を経た康徳4年、諸法典の公布により法令の日本化が一応の達成をみたとき、もはや中華民国の国制や法令に擬する必要もなくなったのであろう。

しかしながら、“寡頭的独裁的”となった行政権力をむき出しのまま行使することはできず、この行政権力の絶対的優位を正当化する論理としてあらためて王道主義が持ち出されてくることとなった。「満洲国」の統治を法制史の立場から解明しようとした牧健二が「王道主義が天道に従ふといふ以上は変通自在、時所に適当した統治を行ふ必要があるから、其為には定まっているものは蕩蕩たり平平たる根本の精神のみであるべく、初から余り細かく制度を定めて之に拘束されてはなるまい。王道が法治主義でなくて、徳治主義だといふことは、行政権の優位を許す主義となって現はれるものが多い。これ王道主義の当然の結果¹⁰⁾」であると論じているのは、法治主義の否定こそが王道主義であるとする立論の一例といえよう。さらに王道政治による行政権優位の正当化は、帰する所その行政権を内面指導によってコントロールする関東軍司令官こそが「満洲国に於ける王道政治の中心¹¹⁾」と位置づけられることとなるのである。

ことここに至れば「満洲国」の掲げた「五族協和」にしる「王道楽土」にしる、関東軍による露骨な軍事支配を隠蔽するイデオロギーという以上の意味を持ちえなくなるが、しかし他面同時に「五族協和」と「王道楽土」という政治理念に近代国民国家システムを超える複合民族国家形成のあり方の理想を認め「王道主義ヲ実行シ……東亜永久ノ栄光ヲ保チ世界政治ノ模範

ト為スベシ」（「満洲国建国宣言」と標榜した「満洲国」に殉じた一群の人々がいたことも否定できない事実である¹²⁾。

それでは“寡頭的独裁的”な政治組織の下において日本人の指導による「満洲国」統治とはいかなる内実をもって動いていたのであろうか。まさにこの政治過程の問題こそ、冒頭で掲げた二つの軸のうちの一つ——近代日本の国制や台湾・朝鮮の植民地支配の様式がどのように「満洲国」の法と政治に持ち込まれたか——に深くかかわるものであり、それはひとまず大きく分けて4つの局面で現われてくるように思われる。

第1の局面は天皇制の相似型としての統治構造の下における「満洲国」元首としての溥儀の政治的機能がいかなるものであったか、という執政・皇帝と天皇の異同をめぐる局面であり、これは王道義と皇道主義の交錯ともかかわっている。そして、第2の局面は、日本国内における行政指導という政治手法がいかに「満洲国」で関東軍による内面指導として制度化され、それが台湾や朝鮮における顧問政治や次官政治などの経験といかに結びついていたのかということである。第3の局面はそうした日本の支配に対する民族的抵抗を弾圧する法令として台湾における「匪徒刑罰令」（明治31年律令第24号）や朝鮮における「治安法」（明治40年7月公布）、「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（大正8年制令第7号）などの経験を踏まえていかに「満洲国」における「暫行懲治叛徒法」（大同元年教令第80号）「暫行懲治盜匪法」（大同元年教令第81号）、「治安警察法」（大同元年教令第86号）などが立案、運用されたか、同じく台湾における保甲制が「満洲国」のそれといかなる関連性をもつのか、また日本・台湾・朝鮮・「満洲国」の各々の地域で施行された治安維持法の異同はいかなるものであったのか、などの治安法体系をめぐる局面についてである。第4の局面としてはそうした統治を翼賛する団体としての協和会が台湾における台湾同化会（1914年12月）などと比較していかなる特色をもち、またその後の在日・在台湾朝鮮人同化を目的とした協和会や華北における新民会、華中における大民会そして日本の大政翼賛会、朝鮮の国民総力連盟、台湾の皇民奉公会などにいかなる影響を与えたか、さらにそれは国家総動員法の実施にどのようにつながっていったかという大衆動員をめぐる局面についての考察である。しかし、すでに予定の紙幅を越えており、これらについては稿を改めて論ずることとしたい。

- 1) 「片倉日誌」356頁。
- 2) 前同、361頁。
- 3) その顔触れは、東京帝大教授土方成美、那須皓、東京商大教授上田貞次郎、大阪商大教授松崎寿などであった。これにつき『本庄繁日記』および『上田貞次郎日記』の昭和7年1月の条、参照。
- 4) 「満洲時局に関する観察」（『新天地』昭和7年2月）18頁。
- 5) 「民主か独裁か」（『満洲評論』第2巻第8号）7頁。
- 6) その動向については、幼方直吉「朝鮮参政権問題の歴史的意義」（『東洋文化』第36号）、周婉窈『日樞時代の台湾議會設置請願運動』（自立報系文化出版部、民国78年）、若林正文「大正デモク

シーと台湾議会設置運動」(『現代中国研究叢書・第18巻』所収)など参照。

- 7) 『満洲経営の抱負を語る』(興文社, 1932年) 60頁。
- 8) 「満洲国の統治に就いて」(『法学論叢』第31巻第1号) 58頁。
- 9) 小林龍夫他編『現代史資料(1), 続・満洲事変』(みすず書房, 1965年) 909—10頁。
- 10) 前掲, 「満洲国の統治に就いて」 58頁。
- 11) 前掲, 『現代史資料(1), 続・満洲事変』 910頁。
- 12) この問題について即断は危険であるが, とりあえず『殉公烈士伝』(康德4年, 國務院総務庁情報処), 藤川宥二『満洲国県参事官』(大湊書房, 1981年)など参照されたい。

[付記] 本研究は, 二十一世紀文化学術財団学術奨励金により財政的援助を与えられた「近代東アジア世界における社会科学思想の循環」をテーマとする研究成果の一部である。記して深謝の意を表したい。